

法人口座を開設されるお客さまへ

備前日生信用金庫

報道等でご案内の通り、近年、法人名義の口座が不当請求詐欺などの犯罪に利用され、消費者被害が多発しており大きな社会問題となっています。このような行為において法人口座が悪用されるケースもあり、警察庁からの要請を踏まえ、当金庫では法人口座の開設時における審査を強化しております。

つきましては、法人口座の開設をお申し込みいただく際は、下記書類による本人特定事項の確認ならびに同書類にもとづく事業内容についてお尋ねさせていただきます。

なお、審査期間終了後の口座開設となるため、お客さまにはご不便、お手数をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 口座の開設は最寄の支店にて承ります。

口座の開設は、お客さまの「主たる事務所」の最寄りの本支店にて承ります。遠隔の本支店をご希望の場合には、ご利用目的等を詳しくお尋ねさせていただきます。

2. お申込に際しては、以下の確認書類（全てが必要です）をご提示ください。

いずれの書類も原本をご準備ください。各書類は写しをとり保管いたします。

- (1) 法人の履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内）
- (2) 法人の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内）
- (3) 手続きにご来店される方（取引担当者）の公的な本人確認書類（写真付きでない場合は2種類）
- (4) 定款（株式会社、一般社団法人、一般財団法人の法人設立年月日が平成30年11月30日以降の場合は、公証人役場が発行する「申告受理及び認証証明書」が必要となります。）
- (5) 実印（法人）の押印がある役員名簿（住所、氏名、生年月日等記入）
- (6) ご来店者と法人の関係を証する書類（法人の委任状、在籍証明書等）
 - * ご来店される方が、法人の代表権を有する場合は、不要です。
 - * ご来店される方が法人の代表権をお持ちでない場合は、法人から口座開設を委任されていることを代表権のある方に電話等で確認させていただきます。
 - * 支店又は営業所等で口座開設する場合は、履歴事項全部証明書に加え、支店又は営業所等の住所を確認できる書類が必要です。
(公共料金の領収書、国税・地方税の納税証明書、営業所の建物登記事項証明書等)
- (7) 事業内容をご紹介できる書類（会社案内、製商品のパンフレット、事業計画書等）

3. 口座開設目的や事業内容、実質的支配者、その他についてお尋ねします。

- (1) 取引を行う目的、主たる事業は何か、その内容についてご説明をお願いします。
- (2) 法人の実質的支配者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）をお尋ねします。
- (3) お尋ねした結果、追加での書類のご提示のお願いや事務所への訪問をさせていただく場合があります。
 - ① 発注書・納品書・請求書（自社発行でなく、貴社宛のもの）、ホームページアドレス等。
 - ② 事業の実施自体に各行政機関等の許認可・届出・登録等が必要な業種の場合は、完了済であることを確認できる資料。

4. ご留意事項

- (1) ご提出いただいた資料について確認させていただくため、お申込み日当日の口座開設はいたしかねます。また、お申込みから口座開設までに1～2週間お時間をいただく場合がございます。
- (2) 内容等を確認させていただいた結果、お申し出にお応えできず口座開設をお断りする場合がございます。理由等は開示しておりませんので、あらかじめご了承ください。また、ご提示いただいた資料の写しはご返却いたしません。

以 上